

Ⅲ 卓 話

元裁判官/弁護士 佐藤 公美様



相続法の改正について

1. 配偶者居住権

(1) 配偶者短期居住権 (1037~1041 条)

【配偶者の当面の居住場所確保の為自動的に所得する権利の創設】

配偶者が相続開始時に被相続人(亡くなった人)の建物に住んでいた場合は、原則として両者の間で使用貸借契約が成立していたと推認されて住み続けることができる。しかし、従来は遺言によって第三者に建物が渡ってしまう(遺贈)といった被相続人が推認を認めない意思表示をしていた場合などは、住み続けることができないケースもあった。配偶者短期居住権によって被相続人の建物に住んでいた配偶者は、被相続人の意思にかかわらず最低6ヶ月間は居住が保護されるようになる。

(2) 配偶者居住権 (1028~1036 条)

【配偶者の長期的な住居場所確保の為遺産分配のあり方等の創設】

配偶者居住権は、配偶者の居住権を長期的に保護するための方策として新設設けられた規律です。配偶者居住権は、配偶者短期居住権と異なり、原則として配偶者に終身認められる権利となります。配偶者居住権は、配偶者が被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合に、居住建物の全部について無償で使用及び収益をする権利です。配偶者居住権は、遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき、配偶者居住権が遺贈の目的とされたときに成立します。

2. 持戻し免除意思表示の推定 (903 条 4 項)

【長年夫婦の居住建物・敷地の生前贈与・遺言贈与につき持戻しの免除】

「婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物またはその敷地について遺贈または贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈または贈与について、特別受益の持戻し免除の意思表示があったものと推定する」

3. 遺産の分割前における預貯金債権の行使, 新民法 (909 条の2)

【最高裁平成 28. 12. 19 判決(預貯金債権の分割債権から準共有債権への変更)に伴う手当規定】

「各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に相続分を乗じた額(標準的な当面の必要生計費、平均的な葬

式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができる。」

4. 自筆証書遺言の方式緩和と保管制度

(1) 自筆証書遺言の方式緩和 (968 条 2 項)

【自筆証書遺言の方式緩和による活用の促進】

自筆証書による相続財産の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉に署名し、印を押さなければならない。

(2) 法務局における遺言書の保管等に関する法律の制定

【自筆証書遺言の保管制度の創設(公証役場より法務局の数が多く、費用が低廉)】

法務局で遺言書を保管するということは紛失のおそれがなく、遺言書を発見した相続人の一人がその内容を偽造したり、自身に都合の悪い内容が書かれている遺言書の存在をあえて隠したりすることも防止されます。これまで自筆証書遺言は、遺言者がお亡くなりになった後に家庭裁判所で検認という手続きを受ける必要がありました。しかし、法務局で保管した自筆証書遺言は、家庭裁判所での検認手続きが不要になります。



Ⅳ. 出席・ニコニコ報告 磯利昭委員長

須田 清	先週は楽しい炉辺会議でした
盧 聖煥	佐藤先生今日はありがとうございます
磯 利昭	なかなか出席できず申し訳ありません
	出席できる時は出来る限り出席します
今村 勲	佐藤先生卓話ありがとうございます
大杉 能弘	佐藤先生卓話ありがとうございます
切通 勇次	佐藤先生ようこそ!
小林 忠	佐藤先生卓話よろしくお願い致します
田中 一任	本日もよろしくお願い致します
延島 三男	佐藤先生卓話楽しみです
藤原 忠雄	佐藤先生卓話よろしくお願い致します
榎 孝夫	佐藤先生本日はよろしくお願い致します
森田 康之	佐藤先生卓話を楽しみにしています

12 口 13,000 円 累計 168,000 円

会員	出席	計算数	MU	%
19	12	16	1	81.3